

春休み期間中の新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年2月16日

山口県立大学長 加登田恵子

後期の授業を終え、年度末が近づいてきました。新型コロナウイルス感染症の感染者は、今も増加し続けており、政府は、2月2日に10都府県に発令中の「緊急事態宣言」を3月7日まで延長することを決定しました。また、山口県の感染状況は「ステージ3（感染者の急増段階）」に移行しています。

このような状況の中、卒業シーズンや春休み期間を迎えることとなります。あらためて注意喚起を行いますので、学生の皆様におかれましては、下記の内容をよく理解し、引き続き感染症対策に取り組むようお願いいたします。

1. 春休み期間中の過ごし方について

(1) 県をまたぐ移動についての注意

- 緊急事態宣言の延長を踏まえ、帰省や就職活動などやむを得ないものを除き、対象区域への移動については、自粛を強くお願いします。
- やむを得ず、対象区域に移動した場合は、帰県後2週間は特に体調管理に努めるとともに、体調が優れないときは外出せず休養してください。
- 緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される場合には、万全の感染防止対策を講じてください。
- 緊急事態宣言発令の有無にかかわらず、県外に移動する必要がある場合には、いつ、どこに立ち寄ったかといった行動履歴を別添の行動記録票に記録しておいてください。

(2) 感染リスクが高まる場面の回避

- 新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において、「特に比較的若い年齢層では、感染しても症状が軽い又は無いことも多く、気が付かずに家庭や高齢者施設にも感染を広げ、結果として重症者や死亡者が増加する主な要因の一つとなっている」ことが指摘されています。感染リスクが高まる場面の回避を徹底するようにしてください。

【具体策】

- 感染リスクが高まる「5つの場面」などを回避する
 - ・マスクなしでの会話は行わない。
 - ・飲酒を伴う懇親会等（いわゆる飲み会）の開催は控えるとともに、そのような会合等への安易な参加を控える。
 - ・大人数、長時間（5人以上、2時間以上が目安）の会食は控える。
 - ・感染リスクの高い場所への外出や混雑が予想されるイベント等への参加は控える。

(3) 体調管理の継続の徹底

- 日々の体調管理（体温測定・体調確認）を継続し、健康記録票に記録してください。
- 風邪の症状や発熱等が認められる場合には、かかりつけの医療機関を受診するようにし、もしも、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

2. 感染防止対策の実践について

春休み中も引き続き、日々の生活の中で、基本的な感染防止対策を徹底してください。

【具体策】

- 身体的距離の確保
 - ・最低1メートルは距離を確保するよう注意してください。
- マスクの着用・咳エチケットの徹底
 - ・外出時や人と接する機会があるときは、常にマスクを着用してください。
- こまめな手洗い
 - ・外出先から帰宅したら、水と石鹸などでこまめに手洗いを行ってください。
- 3つの密（密集、密接、密閉）が発生する場所を徹底して避ける
 - ・屋内外にかかわらず、密集するような場所を回避するよう注意してください。
 - ・会話の時や乗物の利用などにおいて、密接する場面を回避するよう注意してください。
 - ・屋内では窓やドアを開け、こまめに換気するなど、密閉空間を回避するよう注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（COCOA）の活用
 - ・自身や大切な人を守るために、「COCOA」を活用し、感染拡大防止に努めてください。

3. その他の活動等について

(1) 卒業式等

- 令和2年度春季学位記授与式（卒業式）は、令和3年3月17日（水）に開催します。ただし、その開催方法は、平成30年度までの通常時と異なり、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を行うこととしております。詳細は、YPUポータル等にて確認してください。
- 卒業パーティーは禁止しますので、これに類する会合は行わないでください。
- 卒業旅行については、緊急事態宣言対象区域への移動を避け、分散型旅行（時間や場所を分散して混雑を避ける）を図るなど、感染リスクを低減する工夫を行うようにしてください。

(2) 就職活動等

- 春休み期間中もキャリアサポートセンターは開室していますので、就職に関することで困ったことや不安・悩みがあれば相談してください。
- 期間中を利用してインターンシップに参加する方は、キャリアサポートセンターからのお知らせを確認してください。

(3) 課外活動

- 大学内外での課外活動（サークル活動）は、現在、第4段階の活動を許可しておりますが、引き続き、制限事項を確認のうえ、感染対策を徹底し活動するよう注意してください。なお、感染者の発生状況等を踏まえ、制限の変更が必要な場合には、YPUポータルにて別途お知らせします。

(4) アルバイト

- 春休み期間中は、集中的にアルバイトをしやすい時期ではありますが、定期・不定期にかかわらず、感染防止対策が整っていない施設等（特に密な状態での接客を伴う飲食店等のサービス業）でのアルバイトは、できるだけ自粛してください。

4. 相談先

- 授業等に関する相談（平日 8:40～17:10）

授業や取得単位等に関して不安がある場合は、教務部門に相談してください。

教育研究支援部 教務部門（電話）083-929-6506

○体調管理に関する相談（平日 8:40～17:10）

風邪の症状や発熱等が認められる場合や、もしも、新型コロナウイルス感染症に罹患したり濃厚接触者に該当した場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

健康サポートセンター 保健室 （電話）083-929-6512

○心の健康に関する相談（平日8:40～17:10）

新型コロナウイルス感染症に関する不安や、その他の大学生活に関する不安や問題がある場合は、学生相談室に相談してください。

健康サポートセンター 学生相談室 （電話）083-929-6511

○就職活動やインターンシップ等に関する相談（平日 8:40～17:10）

就職に関する不安や悩みがあれば、キャリアサポートセンターに相談してください。

キャリアサポートセンター （電話）083-929-6501

○課外活動やアルバイト等に関する相談（平日 8:40～17:10）

課外活動やアルバイト等に関して困った場合は、学生支援部門に相談してください。

学生部 学生支援部門 （電話）083-929-6507

○その他全般的な相談

大学生活に関するさまざまな悩み事がありましたら、各チューターに相談してください。